

令和2年 第10回 定例教育委員会 会議録

日 時	令和2年10月16日(金) 13時55分～15時30分
場 所	阪南市役所 第3・4会議室
出席者	<p>〈教育委員会〉</p> <p>教 育 長 橋 本 眞 一          教育長職務代理者 森 口 賢 二          委 員 八 田 三 紀          委 員 鎌 田 麻 美 子          委 員 辻 雅 之</p> <p>〈事務局(生涯学習部)職員〉</p> <p>部 長 伊 瀬 徹          生涯学習部理事 神 藤 直 樹          副理事兼教育総務課長 中 川 准 樹          学校給食センター所長 河 野 貢          学校教育課長 丹 野 恒          生涯学習推進室長 木 村 浩 之          尾崎公民館長 榎 谷 篤          東鳥取公民館長 國 見 千 春          西鳥取公民館長 熊 本 将          副理事兼図書館長 加 藤 靖 子          生涯学習推進室参事 中 出 篤          学校教育課長代理 山 本 朋 美</p>
事務局	教育総務課主査 中 山 直 子 教育総務課主事 中 佐 祐 穂
書記	教育総務課主査 中 山 直 子
傍聴者	なし

## 会議の要旨

(教育長)

令和2年第10回定例教育委員会を開会する。

本会議は、出席委員が定足数に達しており、有効に成立している。

署名委員に鎌田委員を指名する。

### ◆承認事項第1号「令和2年第9回定例教育委員会会議録について」(教育総務課)

(教育長)

承認事項第1号「令和2年第9回定例教育委員会会議録について」であるが、本会議録は、教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、委員会の承認が必要である。

意見、質問等はないか。

(全委員)

意見等なし。

(教育長)

承認事項第1号について、案のとおり承認されたものとする。

### ◆協議事項第1号「阪南市立公民館指定管理者候補者について」(東鳥取公民館)

(教育長)

協議事項第1号「阪南市立公民館指定管理者候補者について」東鳥取公民館の説明を求める。

(東鳥取公民館長)

令和3年4月1日から導入する指定管理者制度にかかる指定管理者を選定することについて、協議をお願いします。指定管理期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間で、議会への上程は12月の第4回定例会を予定している。

指定管理者に管理を行わせる施設は東鳥取公民館と西鳥取公民館で、指定管理者候補者として、2館ともに、一般社団法人コミュニティエデュ（以下、「コミュニティエデュ」と表記）と特定非営利活動法人子どもNPOはらっぱ（以下、「はらっぱ」と表記）の2団体からなる子どもNPOはらっぱ・コミュニティエデュ共同体（以下、「共同体」と表記）を選定した。資料には選定経過と選定手順、総合評価点を記載している。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

(教育長職務代理者)

所在地は、共同体を構成する団体それぞれのものが記載されているが、これはどういうことか。また、コミュニティエデュは設立が平成31年とのことだが、実績はどうか。さらに、東鳥取と西鳥取の2館だけが指定管理者制度を導入するとな

ると、中央公民館構想はどうなるのか。

(東鳥取公民館長)

今回の募集では、法人その他の団体又は複数の法人等が共同で構成する団体での応募を可能としていた。今回、東鳥取公民館と西鳥取公民館に応募があった団体は、先述の2団体による共同体である。そのため、名称と所在地をそれぞれ記載している。

また、コミュニティエデュの法人設立は平成31年だが、他市での公民館長経験もある社会教育主事の有資格者が代表理事を務めており、社会教育に関する事業を行っている。

最後に、今回の募集では、2館のみに対して応募があり、2館の指定管理者候補者を選定したが、尾崎公民館については同一条件での再募集を行い、当初の方針のとおり、令和3年4月から市直営の中央公民館と指定管理者制度を導入した3地区公民館からなる体制で運営を開始することをめざす。

(教育長)

選定した指定管理者候補者は、「子どもNPOはらっぱ・コミュニティエデュ共同体」という団体であって、はらっぱ単体、コミュニティエデュ単体ではないはず。だが資料では、コミュニティエデュとはらっぱそれぞれの団体概要の記載はあるが、「共同体の構成」といった表記がない。また、東鳥取公民館と西鳥取公民館それぞれで評価して共同体を選定したはずなのに、資料「指定管理者指定一覧」表内では団体名と指定期間が2館まとめて表記されている。

新しい切り口で新しい公民館をつくっていかうというところで、共同体ならではの手腕に大いに期待している。我々としては、これら2館は共同体へ委託するのだと、対外的に言い続けなければならない。このことは、今後の尾崎公民館の指定管理者再募集の際の説明や、指定管理の契約方法にも影響してくるだろう。これから市民や議会に説明する機会もあるだろうが、その際には表現を改められたい。

(辻委員)

コミュニティエデュは設立が平成31年度とまだ新しいが、その短い期間でもどのような実績があるのか。子どもの関係に強いはらっぱとはまた違った分野を得意としているのか。

(東鳥取公民館長)

人材紹介や他団体と人材・団体のマッチング、公民館等での講座開催などの実績がある。

(辻委員)

では、どちらかといえば大人の方が対象か。

(生涯学習部長)

設立からの年月が浅く、提案書に記されている実績は少ないように感じるが、代表理事の社会教育関係の経験は豊富であり、公民館での実績もある。従来子どもを中心に取り組んできたはらっぱとは、補完し合いながら運営できると考える。また、はらっぱも軸足を子どもに置きつつも、今後は地域課題の解決に向けて取り組んで

いきたいとの提案があった。

(教育長職務代理者)

コミュニティエデュの職員数は。また、公民館には有資格者が配置されるのか。

(東鳥取公民館長)

コミュニティエデュの職員数は、令和2年9月現在で2人である。提案書によると、西鳥取公民館に社会教育主事の有資格者を1名、東鳥取公民館には学校長と公民館長の経験者を1名配置し、代表理事は統括責任者となるとのことである。

(教育長職務代理者)

地区公民館がそれぞれ特色を生かしながら地域の社会教育の底上げをすることで、ダブルスタンダードにならないかと懸念していたが、それらを集約する立場の人もいるというのは、安心できる。

(教育長)

今後のスケジュールは。

(東鳥取公民館長)

今回の協議の結果を踏まえ、指定管理者候補者には決定通知書を送付するが、正式な決定は、第4回定例会での議決を経た後となる。

(教育長)

議会や市民に説明するにあたっては、選定委員会がどんな評価基準で、どんなことに重きを置いて評価したのか、委員からはどのような質問があったのかを示す必要がある。それこそが、教育委員会としての意思表示となる。本日のような説明では十分とは言えないと考える。

(東鳥取公民館長)

3地区公民館それぞれが別の指定管理者への委託となる可能性もあったが、3館が同じレベルのサービスを提供できるように、3館それぞれと中央公民館とが連携して地域課題解決を図る体制づくりに取り組むということに重きを置いて評価した。その点を明らかにできるよう、資料を改めたい。

(教育長)

他に、意見、質問等はないか。

(全委員)

意見等なし。

(教育長)

協議事項第1号について、協議が整ったものとする。

#### ◆議決事項第1号「阪南市中学校給食調理等業務委託業者選定委員会委員の委嘱について」(学校給食センター)

(教育長)

議決事項第1号「阪南市中学校給食調理等業務委託業者選定委員会委員の委嘱について」学校給食センターの説明を求める。

(学校給食センター所長)

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、質問等はないか。

(全委員)

意見等なし。

(教育長)

議決事項第1号について、案のとおり議決されたものとする。

#### ◆報告事項第1号「後援名義使用許可について」(教育総務課)

(教育長)

報告事項第1号「後援名義使用許可について」教育総務課の報告を求める。

(教育総務課長)

令和2年9月1日から9月30日までの間に教育委員会が後援し、名義の使用を許可した2件について、報告する。

1件目は、「第28回大阪府小学校生活科・総合的な学習教育研究協議会研究大会泉南大会」である。令和2年10月29日、大阪市立吉野小学校において、同協議会の主催で大阪府の公立小学校の教員や生活科・総合的な学習教育の関係者を対象に開催される。なお、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、大会としての参集はせず、実践報告集の発行と感染防止対策を講じたうえで講演会のみ行うとのことである。

2件目は、令和2年11月11日から令和3年3月15日にかけて開催される泉南地区租税教育推進協議会主催「小学校の税に関する習字の展示及び表彰」である。泉佐野税務署や阪南市役所での優秀作品の展示や表彰が行われる。

これら2件の事業は、阪南市教育委員会の後援等に関する規則第2条各号のいずれにも該当するとは認められないことから、名義の使用を許可したものである。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

#### ◆報告事項第2号「令和2年度第1回いじめ問題対策連絡協議会の議事録について」

(学校教育課)

(教育長)

報告事項第2号「令和2年度第1回いじめ問題対策連絡協議会の議事録について」学校教育課の報告を求める。

(学校教育課長)

令和2年9月24日に開催した令和2年度第1回いじめ問題対策連絡協議会の議事録について、報告する。

案件は、(1) これまでの議題について、(2) 阪南市のいじめの現状について、(3) 今年度の取組について、であった。

協議会では、今年度は8月末時点で小学校で69件、中学校で12件のいじめを認知していることを報告した。昨年度に比べて少ないのは、臨時休業期間があったためと考える。また、今年度の取組として、阪南市のいじめ対応の改善を掲げ、協議会で各校のいじめ防止基本方針といじめアンケートについて点検していただき、より良いものとなるようご意見をいただいた。アンケートについては事務局でもチェックし、検討してきたが、本協議会ではさらに、それぞれの立場から様々なご意見をいただいた。次回は12月の開催を予定しているが、引き続き各校のいじめ防止基本方針とアンケートについて協議していく予定である。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(教育長職務代理者)

臨時休業や夏休みが終わり、一段落したこの時期、いじめ、不登校、暴力行為、虐待等の案件については、生徒指導の教員を中心に特に注視していただくよう、改めてお願いしたい。

(教育長)

協議会の中でアンケートの文言を改めていくというのは、大変良いと思う。引き続きよろしく願います。また、各校のいじめ防止基本方針は、一部の教員だけが書き換えるのではなく、組織として全教員が確認しながら改訂するよう、強く指導されたい。さらに、いじめ防止基本方針では校内委員会についての記述があるが、この委員会は頻繁に開催されているのか、確認してほしい。

(学校教育課長)

方針を校内で組織的に改訂することと校内体制については、教育委員会事務局に連絡が入るときには必ず確認しており、各校でいじめ防止基本方針に基づいて対応するよう、日頃から指導している。協議会でも校内委員会の構成員についての質問があるなど、委員も関心をお持ちであることを各校に伝えたい。また協議会では、いじめ問題は不登校や虐待にもつながる可能性があるもの、密接に関わってくるものであるという視点を持って議論している。その内容は教育委員会議でも報告していきたい。

(八田委員)

以前の教育委員会議で、アンケートをより良いものにしていこうということになった。そのため、私自身も機会があるごとに、小中学校の児童生徒や卒業生にアンケートについて尋ねている。小学生は素直に書いているようだが、中学生からは「書いただけでいじめられるから嫌だ」という意見があった。そういったことを防ぐために、全員が記述しなければならないような項目を入れられないだろうか。また、「ひとを助けたくて書こうかとも思ったが、懇談で親に言われるから嫌だ」、「後ろ

の席から集めるのなら書かない」と言う子どももいて、書くこと自体をリスクだと思っているようだ。アンケートに封筒も添えて配るなど、書いてもらえる環境にしていくことも考えなければならない。

(学校教育課長)

必ず入れなければならない文言や自由記述欄など、アンケートの内容についての精査を行っているところだが、ご指摘のとおり、児童生徒が本当のことを書いて提出できる実施方法についても検討していきたい。

(教育長)

以前、教育委員会議でいじめ問題について集中的に審議したことがあったが、委員の皆さんは大変高い意識をお持ちである。現在精査中のアンケートができれば、見ていただき、ご意見をいただきたいと考える。

議事録中、「会長」という表記があるが、これはどの委員のことか。

(学校教育課長)

令和2年度は、学校教育課長を充てることとなったため、私のことである。

(教育長)

ならば、1ページ目に協議会内での役職も表記するべきではないか。また、同ページには「出席者」とあるが、イコール協議会委員なのかがわからない。様式をきちんと整えられたい。

(学校教育課長)

他の会議等との表記の統一に努める。

(教育長職務代理人)

不登校の児童生徒とは、毎日欠かさず連絡を取っているか。頻度が落ちることで、その子どもがどこで何をしているか把握できないということがないようにしてほしい。

(学校教育課長)

各校で、虐待案件も含め不登校の子どもの現認に努めているところである。

(教育長)

他に、意見、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

### ◆報告事項第3号「阪南市鳥取池緑地桜の園管理・運営要綱の一部改正について」(生涯学習推進室)

(教育長)

報告事項第3号「阪南市鳥取池緑地桜の園管理・運営要綱の一部改正について」生涯学習推進室の報告を求める。

(生涯学習推進室長)

本要綱は、阪南市都市公園条例に基づき設置された桜の園の管理・運営に関し、

必要な事項を定めたものであるが、このたび、第1・2・6条において文言整理を行うとともに、第5条で冬季の宿泊を可能とし、年末年始の期間を除いて年間を通じて宿泊できるように改めた。これは、キャンプブームが加速する昨今、12月から3月までの冬季期間の宿泊に関する問合せが増加傾向にあることと、令和2年度からキャンプ場の管理運営を行っていただいている市民団体からの助言により、宿泊期間を改正することとしたものである。施行日は、令和2年10月1日である。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(教育長職務代理者)

桜の園の宿泊の実績は、日帰り利用ならば申請なしでよいのか。また、利用申請にあたっては、申請書のダウンロードやメール等での申請も可能なのか。さらに、利用方法についてのPRは現地の看板以外でも行っているか。

(生涯学習推進室長)

宿泊の実績は、平成30年度が118件、平成31年度が181件、令和2年度は9月末時点で既に107件となっている。日帰りの利用に関しては、テントを設置、もしくは火気を使用する場合のみ、使用の1週間前までに申請が必要であるが、それ以外は自由に利用できる。また、利用方法の周知については現地の立て看板、市のホームページにて周知している。利用にあたっては、まず電話等で利用状況を当室へ問い合わせさせていただき、空きがあれば仮予約となる。その後、窓口配布又はダウンロードした申請書で窓口申請か郵送申請していただく、という流れとなる。メール申請に対応していないのは、現在は公印を押した許可書を発行する必要があるためである。今後は、市のフェイスブックやインスタグラムを活用し、四季折々、リアルタイムの桜の園の様子を発信してPRに努め、利用者の更なる増加を図る。

(教育長職務代理者)

予想以上に利用者が多くて驚いた。阪南市の施設をたくさん使っていただけるのはありがたい。リアルタイムの情報発信ということは、ウェブカメラなどを設置するのか。

(生涯学習推進室長)

桜の園は山奥にあり、携帯電話の電波も入らない地域であるため、ウェブカメラの設置は困難である。他にも、飲み水持参、午後10時に外灯消灯ということは説明したうえで使っていただいているが、その不便さがかえってキャンプ上級者には好評と聞く。この10月・11月の土日はすでに予約でいっぱい、問合せがあってもお断りしている状況である。平日に申請なしに宿泊する人も多いようだが、今後はきちんと申請したうえで使ってもらおうよう、管理・運営を委託している市民団体から声掛けなどしていただくことを考えている。

(教育長)

整えすぎでない自然豊かな環境が魅力的で、宿泊が半年で100件を超えたとは、驚きだった。キャンプブームに乗って申請件数は増えてきているのか。

(生涯学習推進室)

近隣には無料でキャンプできるところが少なく、インターネット検索サイトで「大阪府 キャンプ 無料」などと入れると、桜の園が上位にくる。それも申請件数増の追い風になっているのではないかと考えている。

(教育長)

桜の園を管理・運営する市民団体の努力に大変感謝する。一方で、昨今のグランピングブームの中で、他所ではごみの不法投棄問題、マナーの悪い利用者の問題が生じているとも聞く。利用者が増えるほど清掃などにかかる市民団体の負担が増えないか懸念する。

他に、意見、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

#### ◆報告事項第4号「阪南市留守家庭児童会指定管理者選定委員会要綱の一部改正について」(生涯学習推進室)

(教育長)

報告事項第4号「阪南市留守家庭児童会指定管理者選定委員会要綱の一部改正について」生涯学習推進室の報告を求める。

(生涯学習推進室長)

本要綱は、阪南市留守家庭児童会の指定管理者の選定を公平かつ適正に行うため、必要な事項を定めたものであるが、このたび、市監査委員事務局からの指摘を受け、第3条第3項中第1号の「阪南市代表監査委員」を削除して委員構成を変更する改正を行った。施行日は、令和2年10月1日である。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(教育長職務代理人)

監査委員事務局からどういった指摘を受けて阪南市代表監査委員を削除したのか。また、資料の新旧対照表では構成員が省略されているが、どういった役職の人が充てられるのか。

(生涯学習推進室長)

阪南市代表監査委員を削るのは、監査委員事務局から「代表監査委員は、本市の事務の管理及び執行等について総合的に監査を行う執行機関であり、指定管理者の選定委員に選出するのはそぐわない」との指摘があったためである。自身が選定委員として選定したものを、後日監査委員として監査することの不合理を避けるためであり、市全体でこういった委員から除くこととしている。

改正後の第3条第3項第1号から7号は、(1)民生委員児童委員協議会会長、(2)民生委員児童委員協議会児童福祉部会長、(3)PTA協議会代表、(4)社会福祉協議会会長、(5)小学校校長会代表、(6)生涯学習部長、(7)生涯学習部理事である。

(教育長)

他に、意見、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆**報告事項第5号「令和2年度第1回阪南市立文化センター協議会議事について」(生涯学習推進室)**

(教育長)

報告事項第5号「令和2年度第1回阪南市立文化センター協議会議事について」生涯学習推進室の報告を求める。

(生涯学習推進室長)

令和2年9月17日に開催した、令和2年度第1回阪南市立文化センター協議会議事について、報告する。

案件は、(1) 令和2年度文化センター事業について、(2) 新型コロナウイルス感染症の影響に対応した取組について、(3) その他であった。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(教育長職務代理者)

文化センター協議会委員の皆様は熱心で、いつも前向きな良い意見をいろいろいただくのだが、今回議事のボリュームが少ない。コロナ禍で苦しんでいるのは伝わるが、せっかく開催するのだから、文化センターから少し離れた案件を設定したり、情報交換を提案するなどできなかったのか、少し残念に思う。第2回協議会は工夫してほしい。

(辻委員)

公演や催しがほぼ行われていない中で、ご意見をいただくのは難しかったと思う。阪南市立文化センターは大ホールで700席強と、元々採算のとりづらいキャパシティだが、開催制限も徐々に解除されてきており、今できることや、今後の運営方法などを協議すればよかったのではないか。

(生涯学習推進室長)

資料にもあるとおり、主な案件2件に対して開催時間は約1時間半であった。これは、議事録に記載はないものの、出席委員それぞれが属する業界の現状説明や意見交換などがなされたためである。

(教育長)

他に、意見、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第6号「令和2年度第1回阪南市立公民館運営審議会会議録について」(西鳥取公民館)

(教育長)

報告事項第6号「令和2年第1回阪南市立公民館運営審議会会議録について」西鳥取公民館の報告を求める。

(西鳥取公民館長)

令和2年6月20日に開催した、令和2年度第1回阪南市立公民館運営審議会会議録について、報告する。

案件は、(1)公民館市民説明会の報告について、(2)中央公民館(設置場所等)について、(3)指定管理者募集について、(4)指定管理者選定委員会について、(5)その他であった。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(教育長職務代理者)

現在の中央公民館構想では、中央公民館の事務室を尾崎公民館内に置くことになっているが、先ほどの協議事項第1号で報告のあったとおり、尾崎公民館については指定管理者の応募がなかった。もしこのまま尾崎公民館だけ指定管理者への委託が先延ばしになったとしても、ここに中央公民館の事務室を置きながら中央公民館構想の拠点とし、2館が様々な講座や活動を進めていくという方法もあると思うが、いかがか。また、3館とも社会教育主事が配置されるべきと考えるが、コミュニティエデュであれば有資格者を地区公民館長として派遣でき、活動がより活発化するのではないか。

(西鳥取公民館長)

今回の指定管理者募集に対し、残念ながら尾崎公民館への応募はなかったが、今後再募集し、当初の方針のとおり令和3年4月から、市直営の中央公民館と指定管理者制度を導入した3地区公民館との連携により、本市の公民館を運営していきたいと考えている。

また、社会教育主事については、指定管理の仕様書で各公民館に1人以上配置することとし、指定管理の開始時期に配置が困難な場合には、1年以内の配置に向けて努力することとしている。コミュニティエデュには社会教育主事有資格者もいることから、東鳥取と西鳥取の2地区公民館には有資格者を配置していただけると考えている。尾崎公民館の指定管理者についても、同様の仕様書を用いる。

(教育長)

2館の指定管理者がほぼ決定し、今後は中央公民館のあり方について注目が移っていくと考える。中央公民館の構築に向け、着実に進められたい。

他に、意見、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

**◆報告事項第7号「阪南市中学校給食調理等業務委託業者選定委員会設置要綱の改正について」(学校給食センター)**

(教育長)

報告事項第7号「阪南市中学校給食調理等業務委託業者選定委員会設置要綱の改正について」学校給食センターの報告を求める。

(学校給食センター所長)

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

**◆報告事項第8号「学校図書システム更新業務委託プロポーザル選定委員会設置要綱の制定について」(学校教育課)**

(教育長)

報告事項第8号「学校図書システム更新業務委託プロポーザル選定委員会設置要綱の制定について」学校教育課の報告を求める。

(学校教育課長代理)

このたび、学校図書システム更新業務委託プロポーザル選定委員会設置要綱を制定したので報告する。制定理由は、現行の学校図書システムの機器サポートが令和3年3月31日で終了することから、学校図書業務を円滑に遂行するために最も適した事業者を契約候補者として選定するためである。施行日は、令和2年10月6日である。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(教育長職務代理者)

GIGAスクール構想で導入する校務システムと、学校図書システムの共用は可能か。

(学校教育課長代理)

現在、学校図書業務と校務事務の両方の機能を有するシステムは、開発・販売されておらず、新たに開発を依頼する場合には、構築費用が多額になると予想される。

(教育長)

他に、意見、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

#### ◆報告事項第9号「阪南市立尾崎公民館指定管理者の再募集について」(尾崎公民館)

(教育長)

報告事項第9号「阪南市立尾崎公民館指定管理者の再募集について」尾崎公民館の報告を求める。

(尾崎公民館長)

阪南市立公民館の指定管理者候補者については、先ほど協議事項第1号で東鳥取公民館と西鳥取公民館分について協議していただいたところだが、尾崎公民館については、今回残念ながら応募がなかった。ただ、令和3年4月からは市直営の中央公民館と指定管理者制度を導入した3地区公民館の連携により運営し、公民協働のまちづくりを推進する必要があるため、残る尾崎公民館の指定管理者について、1回目の募集と同条件で再度募集することを報告する。なお、再募集に係る選定スケジュールは記載のとおりである。

(教育長)

当初は予定していなかった再募集で、選定委員の皆様には再度のご負担をおかけすることとなり、また事務局にとってはタイトなスケジュールで大変だが、よろしく願います。

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

#### ◆その他案件①「教育委員会関連行事について」(各担当課)

(教育長)

教育委員会に係る行事等について、その内容と主たる担当課を示している。

各課の報告を求める。

<教育総務課>

11月 1日 阪南市長選挙投票日

11月12日 市長初登庁

<学校給食センター>

10月9日～11月19日

第1回～第3回阪南市中学校給食調理等業務委託業者選定委員会

<学校教育課>

9月25日～10月30日

各幼稚園・小学校 運動会等、各中学校 体育祭

<生涯学習推進室>

10月 1日 第35回文化財ミニ展示「尾崎村役場庁舎解体」

[令和3年3月29日まで]

<公民館>

10月中（日程未定）

阪南市立尾崎公民館指定管理者再募集に係る選定委員会

<尾崎公民館>

11月19日 阪南市立尾崎公民館指定管理者応募説明会

<西鳥取公民館>

10月25日 およこカーニバル

<図書館>

10月11日 市民学習会「地域が元気になる図書館」  
(この指とまれ～あしたの図書館)

11月 3日 図書館誕生日企画  
(読みメンおはなし会・絵の本ひろば・書庫開放等)

(教育長)

奈良大学の嶋田学教授をお迎えして、10月11日に開催された市民学習会「地域が元気になる図書館」の資料を読んだが、学ぶところが多かった。印象的だったのは、嶋田先生が新瀬戸内市民図書館の開館に関わった際に、整備基本方針でメインターゲットにしたのは、子どもと子育て世代、小中学生、高校生・大学生だったということだ。子どもたちこそが「市民」であり、図書館がまちづくりの中心となるという方針が素晴らしい。そうしてできた図書館は、大勢の小中学生が立ち寄る居場所となり、若いお母さんやお父さんが子どもと一緒に来館するようになったとのことである。良い学習会になったと思う。これは、市民の方が自主的に企画して開催したのか。

(図書館長)

主催は市民グループ「この指とまれ～あしたの図書館」とNPO法人「阪南まちづくり推進ネット」、共催が「阪南市みんなの図書館を考える会」である。

(八田委員)

私も鎌田委員とともに参加したが、嶋田先生の講演は、「光があたると必ず影ができる。影を想像しながら行動するべきだ。」など、言葉に力があり、とても良い勉強会だった。今後の図書館の運営については、開館時間が増えるなどの利便性を求めるなら指定管理も一つの選択肢であるし、高齢者への細やかなサービスや市民と職員の協働などを求めるなら指定管理はなじまないかもしれない。図書館の道筋を決めるうえでは、広く意見を聴き、かたちをつくっていくのが大事だと考える。

(教育長)

嶋田先生は、いろんな意見や考え方があることを前提に話してくださった。議論を尽くすことが重要だ。大変参考になる資料なので、委員の皆様や本会議理事者も図書館から配布する資料に目を通してほしい。

他に、意見、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

## ◆その他（教育長）

（教育長）

その他、何かないか。

（図書館長）

図書館への自動貸出機導入について報告する。

新型コロナウイルス感染症拡大の防止及び地域経済や住民生活の支援を目的とした国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、新しい生活様式への対応と第2波への備えとして、導入することとなった。

自動貸出機を利用して、図書館資料を窓口の職員を介さずに利用者自らが貸出手続を行うことにより、人との接触を減らし、感染防止につなげることができる。また、気遣いなく借りることができ、利用者のプライバシーも保護できる。

自動貸出機というよりもセルフ貸出機という方が、イメージがわかりやすいかと思うが、スーパーのセルフレジに近いものである。貸出の際に、利用者がカウンターでの貸出かセルフ貸出かを選び、自動貸出機を利用する場合、現在お使いの図書貸出券のバーコードを機械にかざしたのち、借りる本1冊1冊のバーコードを読み込ませて貸出手続を行う。すでに9月議会で補正予算措置しており、今年度末に2台導入する予定である。

（教育長）

館内のどのあたりに設置する予定なのか。

（図書館長）

カウンターから目の届く範囲でと考えている。候補として、オンライン蔵書目録検索機の横かカウンター前の閲覧機のあたりを検討している。

（教育長）

次回の令和2年第11回定例教育委員会は、令和2年11月20日（金）午後2時00分から阪南市役所第2会議室で開催したいが、いかがか。

（全員）

異議なし。

（教育長）

令和2年第10回定例教育委員会を閉会する。

以上